

地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組の構築を求める

地球温暖化防止に係る現在の国際枠組

1. 国連気候変動枠組条約(92年リオの地球環境サミットで採択、94年発効)
⇒究極目的:大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること
2. 京都議定書(枠組条約の目的達成に向け97年京都会議で採択、05年発効)
⇒先進国の温室効果ガス排出量の数値目標を設定(日本△6%、EU△8%、米国△7%)
⇒京都メカニズムを導入(CDM(クリーン開発メカニズム)、JI(共同実施)、排出量取引)

京都議定書の限界⇒重要な第一歩だが究極目的達成には不十分

1. 削減義務国のCO2排出量は全世界の3割程度:米国は離脱、中国・インド等は削減義務なし
2. 短期的目標:費用対効果の高い対策が取れない、長期的技術革新を促進しない
3. 国別絶対値目標の設定:成長の阻害要因となり、米国や途上国は義務を負うことに否定的

新たな国際枠組の構築に向けた課題

1. 科学的知見の重要性
IPCC(気候変動に関する政府間パネル)などで、更なる科学的知見の蓄積が必要
2. すべての国の参加と各国の特色を活かした取り組み
懲罰的な制度ではなく、各国が得意な手法で取り組めるようにすべき
先進国による途上国のエネルギー効率の改善への協力が重要
3. 既存技術の普及・深化と革新的技術開発の促進の重要性
短期:既存BAT(Best Available Technology: 現在利用可能な最善の技術)の普及・深化
長期:革新的技術開発を促進する国際協力が不可欠
4. 中長期の目標期間の設定
中長期的目標を基本に、定期的に中間的な目標の進捗状況を国際的にレビュー
5. 国際的な衡平性の確保と多様な目標設定
国別の絶対値目標に限定せず、各国の事情に合わせた多様な目標設定が必要
(例えば原単位目標は経済活動を制約せず、途上国の参加のインセンティブともなり得る)
各国が野心的目標を誓約(プレッジ)し、定期的に審査(レビュー)するような制度とすべき
6. 国際交渉のあり方
現行の枠組条約を中心に、G8やアジア太平洋パートナーシップなどの場で議論

産業界の果たすべき役割

- ・国、地域別の縦割りの取り組みの補完・強化
- ・研究開発から市場化に至る、技術開発・普及への取り組み
- ・異業種間、各国産業界相互の連携強化
- ・業種ごとの世界的取組み(セクトラルアプローチ)の検討 等々